



発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市認可地縁団体印鑑条例施行規則の一部を改正する規則【総務
市民局地域・人づくり部地域振興課】 2

◇ 告 示

- 出納員の事務の委任【会計室】 3
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉
局障害福祉部障害者支援課】 4

北九州市認可地縁団体印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 4 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 4 0 号

北九州市認可地縁団体印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市認可地縁団体印鑑条例施行規則（平成 7 年北九州市規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項及び第 3 項並びに第 4 条第 3 項中「第 1 0 条」を「第 1 1 条」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市告示第 3 2 2 号

次の表の第 1 欄に掲げる日から、同表の第 2 欄に掲げる職にある出納員に事故が生じたので、北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定により、当該事故のある期間、同表の第 3 欄に掲げる職にある者を出納員に充て、会計管理者をして、当該出納員に同表の第 4 欄に掲げる事務を委任させた。

令和 8 年 8 月 4 日

北九州市長 武 内 和 久

令和 8 年 7 月 1 2 日	都市ブランド 創造局 スポーツ振興 課 スポーツ振興 課長	都市ブランド 創造局 スポーツ振興 課 スポーツ施設 担当課長	会計管理者の命を受け てつかさどる当該課に おいて取り扱う現金、 物品及び有価証券並び に使用不能物品の出納 保管事務
---------------------	--	--	--

北九州市告示第 3 2 3 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 6 9 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 4 日

北九州市長 武 内 和 久

薬局（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関 の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
ひろき薬局片野店	北九州市小倉北区片野二丁目 2 1 番 1 1 号	令和 8 年 8 月 1 日
大信薬局春の町店	北九州市八幡東区春の町五丁目 1 3 番 1 6 号	令和 8 年 8 月 1 日
本城東調剤薬局	北九州市八幡西区本城東一丁目 1 6 番 2 3 号	令和 8 年 8 月 1 日
ほしの薬局陣原店	北九州市八幡西区陣原四丁目 8 番 2 号	令和 8 年 8 月 1 日